

新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

平成26年 3 月
(第 2 回訂正分)

株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン

ブックビルディング方式による募集における発行価格及びブックビルディング方式による売出しにおける売価格等の決定に伴い、金融商品取引法第 7 条第 1 項により有価証券届出書の訂正届出書を平成26年 3 月19日に関東財務局長に提出し、平成26年 3 月20日にその届出の効力は生じております。

- 新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書の訂正理由
平成26年 2 月26日付をもって提出した有価証券届出書及び平成26年 3 月12日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集80,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し104,000株（引受人の買取引受による売出し80,000株・オーバーアロットメントによる売出し24,000株）の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、平成26年 3 月19日に決定したため、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。
- 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には_____を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

<欄外注記の訂正>

- 4 本募集並びに「第 2 売出要項」の「1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出し24,000株を追加的に行います。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第 2 売出要項」の「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご覧ください。

2 【募集の方法】

平成26年 3 月19日に決定された引受価額 (2,484円) にて、当社と元引受契約を締結した後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下、「第 1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額 (2,700円) で募集を行います。

引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下、「取引所」という。）の定める有価証券上場規程施行規則第233条の規定に定めるブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定された価格で行います。

<欄外注記の訂正>

- 1 上記引受人と平成26年3月19日に元引受契約を締結いたしました。ただし、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の募集を中止いたします。
- 2 引受人は、上記引受株式数のうち、1,600株について、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に委託販売いたします。

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額の総額(円)」の欄：「212,000,000」を「198,720,000」に訂正

「差引手取概算額(円)」の欄：「205,987,700」を「192,707,700」に訂正

<欄外注記の訂正>

- 2 払込金額の総額は、引受価額の総額であり、平成26年3月11日開催の取締役会で決定された会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額とは異なります。

(2)【手取金の使途】

上記の手取概算額192,707千円については、サーバー増強、システム開発等の設備資金に115,000千円(平成27年2月期：46,000千円、平成28年2月期：12,500千円、平成29年2月期：56,500千円)、BPO事業における新規受託業務に係る人件費に40,707千円(平成27年2月期：20,458千円、平成28年2月期：20,249千円)、社員の研修・育成費用に7,000千円(平成27年2月期：3,500千円、平成28年2月期：3,500千円)、本社ビルの移転費用に30,000千円(全額を平成28年2月期)を充当する予定であります。

設備資金の内訳としましては、エスクローサービス事業におけるASP形態で提供するシステムの機能追加等を目的としたシステム開発及びサーバー増強資金として49,000千円(平成27年2月期：24,000千円、平成28年2月期：12,500千円、平成29年2月期：12,500千円)、エスクローサービス事業を不動産事業種向けに展開し、拡大するためのシステム開発及びサーバー新設資金として44,000千円(全額を平成29年2月期)、WebTV会議システムのサービス拡充に向けたシステム投資に3,000千円、安定したサービス提供を目的としたバックアップサーバーの設置及びサーバー監視システムの導入費用に19,000千円(全額を平成27年2月期)を予定しております。

また、上記調達資金は、具体的支出時期等が確定するまでは安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

第2【売出要項】

1【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

平成26年3月19日に決定された引受価額(2,484円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下、「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受を行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格2,700円)で売出し(以下、「引受人の買取引受による売出し」という。)を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「212,000,000」を「216,000,000」に訂正

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「212,000,000」を「216,000,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

- 4 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出し24,000株を追加的に行います。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご覧ください。
- 5 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご覧ください。

(注) 4、5の全文削除及び6、7の番号変更

2【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(2)【ブックビルディング方式】

<欄内の記載の訂正>

「売出価格（円）」の欄：「未定（注）1（注）2」を「2,700」に訂正

「引受価額（円）」の欄：「未定（注）2」を「2,484」に訂正

「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）2」を「1株につき2,700」に訂正

「元引受契約の内容」の欄：「未定（注）3」を「（注）3」に訂正

<欄外注記の訂正>

2 売出価格、引受価額及び申込証拠金は、ブックビルディング方式による募集の発行価格、引受価額及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

3 元引受契約の内容

金融商品取引業者の引受株数 大和証券株式会社 80,000株

引受人が全株買取引受けを行います。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額（1株につき216円）の総額は引受人の手取金となります。

4 上記引受人と平成26年3月19日に元引受契約を締結いたしました。ただし、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の売出しを中止いたします。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「63,600,000」を「64,800,000」に訂正

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「63,600,000」を「64,800,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

1 オーバーアロットメントによる売出しは、「第1 募集要項」に記載の募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案した結果行われる大和証券株式会社による売出しであります。

5 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）2に記載した振替機関と同一であります。

（注）5の全文削除及び6の番号変更

4【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(2)【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「売出価格（円）」の欄：「未定（注）1」を「2,700」に訂正

「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）1」を「1株につき2,700」に訂正

<欄外注記の訂正>

1 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。ただし、申込証拠金には利息をつけません。

2 売出しに必要な条件については、平成26年3月19日において決定いたしました。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. グリーンシュエアプションとシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主より借受ける株式であります。これに関連して、主幹事会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数（24,000株）を上限として当社普通株式を引受価額と同一の価格で当社株主より追加的に取得する権利（以下、「グリーンシュエアプション」という。）を、平成26年4月25日行使期限として当社株主から付与されております。

また、主幹事会社は、上場（売買開始）日から平成26年4月25日までの間、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数（24,000株）を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

なお、主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式については、当社株主から借受けている株式の返還に充当し、当該株式数については、グリーンシュエアプションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、もしくは上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。